

三重グッドデザイン（工芸品等）選定要綱

（目的）

第1条 三重県の伝統産業・地場産業の商品から、機能性、デザイン性に優れた革新的な商品を選定することにより、伝統産業・地場産業の振興を図るとともに、商品の普及と需要拡大を促進することによって伝統を守りつつ革新的な商品開発の機運を高め、地域経済の活性化とデザインの振興に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、薬事法（昭和35年法律第145号）に定める医薬品、医薬部外品及び化粧品、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める食品及び添加物を除く。

（1）三重グッドデザイン（工芸品等）とは、伝統的な技術又は技法を用いて製造された工芸品や地域に根ざした地場産業の商品を、デザイン性、機能性など現在のライフスタイルに合った魅力的な商品とするためにこだわりを持ち制作・製造した革新的な商品を選定し、三重県が情報発信する取組をいう。

（2）伝統産業の商品とは、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条の規定により経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品産業の商品、及び三重県知事（以下「知事」という。）の指定を受けた伝統工芸品産業の商品をいう。

（3）地場産業の商品とは、地域の伝統や技術、原料等により三重の風土に根付いた産業の商品をいう。

2 この要綱において、「中小企業者等」とは、三重県内（以下「県内」という。）に主たる事務所又は事業所を有する下記のものをいう。

（1）中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条1項に規定するものをいう。ただし、次の業種に係る資本の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数に関しては、それぞれ次の表の数値以下の会社及び個人とする。）

業 種	資本の額又は出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
旅館業	五千万円	二百人

（2）中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する企業組合及び協業組合

（3）事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法により設立された組合及びその連合会

（4）特例民法法人・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条の規定により設立された社団法人であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が第1項の規定する中小企業者である団体

(選定基準)

第3条 知事は、伝統産業・地場産業の商品を三重グッドデザイン(工芸品等)として選定するにあたり、その選定基準をあらかじめ定めなければならない。

2 知事は、選定基準を定めるときは、有識者の意見を聴くことができるものとする。

(選定対象及び選定申請資格)

第4条 三重グッドデザイン(工芸品等)の選定対象及び選定申請を行うことができる資格のある者は、次のとおりとする。

(1) 選定の対象

伝統産業・地場産業の商品のうち、デザイン性、機能性など現在のライフスタイルに合った魅力的な商品とするため、こだわりを持って製作・製造した革新的な商品。

また、美術品のような一品ものではなく、量産ができる商品。

(2) 選定の申請を行うことができる資格のある者

選定の対象となる商品の生産、製造又は販売(内容又は表示等の責任を負う者として販売を行う場合に限る。)を行う県内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者等であって、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第2条第4号(暴力団)、第5号(暴力団関係者)、第6号(暴力団関係法人等)に基づく定義に該当すると認められない者、かつ、県が賦課徴収する税と消費税及び地方消費税に滞納がない者

(選定の申請)

第5条 知事は、期限を定めて三重グッドデザイン(工芸品等)選定の申請を受け付けるものとする。

2 三重グッドデザイン(工芸品等)の選定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三重グッドデザイン(工芸品等)選定申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を知事に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 三重グッドデザイン(工芸品等)選定申請調書(様式第2号)

(2) 誓約書(様式第3号)

(3) 申請者の概要が分かる書類

ア 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

法人以外の団体にあっては、代表者の住民票(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

個人にあっては、申請者の住民票(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

イ 申請者の事業内容等が分かる書類

(4) 三重グッドデザイン(工芸品等)の選定を受けようとする商品概要が分かる書類

(5) 納税証明書

ア 県内に本支店や営業所がある事業者については県の県税事務所が発行する「納税証明書」(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

イ 全事業者について税務署が発行する「納税証明書その3消費税及び地方消費税」(過去6ヶ月以内に発行したもの)の写し

(6) その他知事が必要と認める書類

(選定の審査)

第6条 知事は、前条の申請があった場合は、第3条の選定基準に基づき審査を行うものとする。

2 知事は審査の参考とするため、有識者の意見を聴くことができるものとする。

(選定結果の通知)

第7条 知事は、第5条の申請が選定基準に適合すると認めるときは、三重グッドデザイン（工芸品等）として選定（以下「選定品」という。）し、その旨を三重グッドデザイン（工芸品等）選定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づき、当該選定事業者に対して、選定書（様式第5号）を交付することができる。

3 知事は、第5条の申請が選定基準に適合しないと認めるときは、三重グッドデザイン（工芸品等）として選定をしないものとし、その旨を三重グッドデザイン（工芸品等）選定審査結果通知書（様式第6号）により、理由を付して当該申請者に通知するものとする。

(選定内容の変更)

第8条 選定品を生産、製造又は販売する中小企業者等（以下「選定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、三重グッドデザイン（工芸品等）選定申請書事項変更届出書（様式第7号）を、速やかに知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき

(2) 選定品の商品名を変更したとき

(3) 前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項で認定内容の実質的な変更を伴わない変更が生じたとき

(選定品の辞退)

第9条 選定事業者は、選定品の生産、製造又は販売を廃止又は中止した場合は、三重グッドデザイン（工芸品等）選定辞退届出書（様式第8号）を、速やかに知事に提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第10条 知事は、特に必要があると認めるときは、選定事業者に対して報告を求め、品質検査の実施を求めることができる。

(選定の取消)

第11条 知事は、選定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

(1) 選定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき

(2) 選定品が選定基準に適合しないと認められたとき

(3) 虚偽の申請により選定を受けたとき

(4) 第8条及び第9条の規定による届出を正当な理由なく行わなかったとき。

(5) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき

2 第1項の規定に該当することにより選定を取り消された者は、その取り消しの日から2年間、新たな選定を申請することができない。

(選定の表示)

第12条 選定事業者は、選定品が三重グッドデザイン（工芸品等）として選定を受けたものであることについて、選定年度を記載したうえで表示することができる。

(選定事業者の責務)

第13条 選定事業者は、この要綱の定めるところを誠実に遵守するとともに、選定品の品質及び性能の維持に努めなければならない。

2 選定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときには、選定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、三重グッドデザイン(工芸品等)事故等発生通知書(様式第9号)により、早急に知事に報告しなければならない。

(事務処理)

第14条 この選定に関する事務は、雇用経済部県産品振興課が行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月12日から施行する。